



2024年5月14日

各 位

会 社 名 日本化学産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 柳澤英二
(コード番号 4094 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員管理本部総務部長 百瀬 譲
(TEL : 03-5246-3540)

株主提案に関する書面受領及び 当該株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社株主であるESG投資事業組合（以下、「本提案株主」といいます。）より、2024年6月25日開催予定の当社第99回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）における議案について株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下、「本株主提案書」といいます。）を受領しておりましたが、本日開催の当社取締役会において、本株主提案に対する取締役会の意見を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 本株主提案の内容

1. 議題

- (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針廃止の件
- (2) 買収防衛措置に係る定款変更の件
- (3) 政策保有株式の売却に係る定款変更の件
- (4) 別途積立金取崩しの件
- (5) 剰余金の処分に係る定款変更の件
- (6) 剰余金を処分する件

2. 議案の要領及び提案の理由

議案の要領及び提案の理由は、別紙に記載のとおりです。なお、当該別紙は本提案株主から提出された本株主提案書の該当記載を原文のまま掲載したものです。

II. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針廃止の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案は法令上の要件を満たしておらず、株主提案議案としては不適法であると判断したため、本株主総会の議案とはしないことといたしました。

(2) 不適法と判断した理由

取締役会設置会社の株主総会は、会社法又は定款で定めた事項に限り、決議することができるものと定められているところ（会社法第 295 条第 2 項）、本株主提案につきましては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の廃止は会社法又は定款に定められた当社の株主総会の目的事項には該当しないことから、いわゆる勧告的決議を求める議案に該当し、株主提案議案としては不適法であると判断したため、本株主総会の議案とはしないことといたしました。

なお、当社は、本日付け当社プレスリリース「第七回信託型ライツ・プラン（買収への対応方針）設定のための新株予約権の発行について」にて公表いたしましたとおり、2021 年 6 月 25 日に開催された当社第 96 回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました第六回信託型ライツ・プランの有効期間が、2024 年 6 月 30 日をもって満了するため、第七回信託型ライツ・プランを設定することとし、そのための新株予約権の発行について本株主総会に付議することを決定いたしました（以下、「本議案」といいます。）。本株主総会において第七回信託型ライツ・プランの設定の是非について株主総会特別決議によるご承認をいただくことについて株主の皆様にお諮りさせていただく予定です。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の廃止に係る株主の皆様からの賛否につきましては、本株主総会における本議案に対する賛否をもって、表明していただける機会が実質的に確保されているものと考えております。第七回信託型ライツ・プランの具体的な内容は、別途開示いたしましたプレスリリースをご参照ください。

2. 買収防衛措置に係る定款変更の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、当社の信託型ライツ・プラン（以下「本信託型ライツ・プラン」といいます。）の設定時においては、いわゆる同意なき買収に対する防衛策の検討動向及びそ

の内容を勘案し、また、第三者専門家の見解を踏まえ、導入の可否及びその内容も含めて、真摯に検討を重ねてまいりました結果、設定時において、本信託型ライツ・プランが現行法制度のもとで導入し得る最も有効な選択肢であり、本信託型ライツ・プランを設定することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために最も望ましい方策であると判断し、本信託型ライツ・プランの設定時にその旨を開示しております。また、本信託型ライツ・プランの設定後も、その廃止の可否を含めて、真摯に検討を重ねておりますが、現時点において、本信託型ライツ・プランの必要性、妥当性及び合理性に変更は生じていないものと考えております。

当社取締役会としては、本信託型ライツ・プランについて、引き続きこれらの方針のもとに真摯な検討を重ねるとともに、法令等に従った十分かつ適正な開示を行う等今後も株主の皆様に必要な情報提供を適時適切に行ってまいりますので、定款に本株主提案のような規定を定める必要はないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

なお、上記 1 に記載のとおり、当社は、第六回信託型ライツ・プランの有効期間の満了に伴い、第七回信託型ライツ・プランを設定することとし、そのための新株予約権の発行について本株主総会に付議することを決定いたしました。そのため、本株主総会において第七回信託型ライツ・プランの設定の是非について株主総会特別決議によるご承認をいただくことについて株主の皆様にお諮りさせていただく予定です。第七回信託型ライツ・プランの具体的な内容は、別途開示いたしましたプレスリリースをご参照ください。

3. 政策保有株式の売却に係る定款変更の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社グループは、2023年10月5日に公表いたしました2023年10月から2026年3月までを対象とする中期経営計画で「金属の可能性を追求し、未来を拓く。」を掲げ、金属の独自技術を磨き、新たな価値の創造を続けることで、多様なパートナーとともに、サステナブルな社会の実現に挑戦することを宣言しており、中期経営計画を達成することで、企業価値向上を図り、全てのステークホルダーから信頼される企業グループとなることを目指しております。

上記中期経営計画の下、政策保有株式については、当社は、従来より、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、又は協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該会

社の株式を取得し保有することができるものとしており、保有した株式については資本コストを勘案した中長期的な経済合理性や保有先との取引関係維持・強化の観点から保有の合理性について検証しております。

そして、2024年3月27日付け当社プレスリリース「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」にて公表いたしましたとおり、当社の2023年12月末時点での政策保有株式の保有額は、8,242,000千円（連結純資産の18.4%）であるところ、政策保有株式については、毎年、取締役会にて、資本コストを勘案した中長期的な経済合理性や保有先との取引関係から採算性を検証し、見直しを実施しており、資本効率の更なる向上を図るため、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえた政策保有株式の縮減を進めてまいります。

本株主提案では、取締役会で年に1回以上政策保有株式の保有の必要性及び合理性を検証し、当該検証結果を開示するとともに、当該検証の結果、保有の必要性及び合理性のいずれかが認められない政策保有株式は全て、検証結果の開示より1年以内に売却することを定款の内容にすることを求めています。上記のとおり、当社取締役会においては、毎年、資本コストを勘案した中長期的な経済合理性や保有先との取引関係から採算性を検証し、見直しを実施することとし、法令等に従って、適切にコーポレート・ガバナンスに関する報告書において開示するとともに、政策保有株式の保有状況については有価証券報告書において開示するプロセスも確保されており、十分かつ適正な開示を行っているものと認識しております。

また、本株主提案では、年1回以上、政策保有株式の発行会社に当該株式売却の意向を示すことを定款の内容にすることを求めています。当社では、上記のとおり、取締役会において資本コストを勘案した中長期的な経済合理性や保有先との取引関係維持・強化の観点に照らして政策保有株式の保有や売却の検討及び判断をすることとしており、かかる観点を踏まえることなく当社の意向及び発行会社の意向にかかわらず売却の意向を発行会社に一律に伝えるよう義務付けることは、当社や当社のステークホルダーにとって適切なアプローチであるとはいえ、本株主提案のような内容を定款の規定とすることは、会社の根本規則である定款の性質に照らして不適當であると考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

4. 別途積立金取崩しの件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

本株主提案では、2023年3月期に係る別途積立金の全額に当たる34,350,500千円

を繰越利益剰余金に振り替えることを内容としておりますが、このように、別途積立金の全額を一度に繰越利益剰余金に振り替えることは、健全な存続、持続的な成長を通じた中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様を持続的な利益の確保に反するものと考えております。

当社は、2024年3月27日付け当社プレスリリース「株主還元方針の変更に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、これまで財務健全性を維持しながら安定的な配当を行い、資本効率の向上に資する株主還元策としてまいりましたが、今後は、より一層の安定的な株主還元を実現するため、また株主の皆様への期待に応えるために、単年度の業績の影響を受けにくい株主資本の水準や、株主資本の増加額を勘案し配当額を決定することに変更しており、当該株主還元方針に従った安定した株主還元を継続するために、相応の積立金の蓄積は必要であると判断しております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

5. 剰余金の処分に係る定款変更の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、剰余金の配当等の決定機関につきまして、会社法第459条第1項及び第460条の規定に基づき、2006年6月29日開催の第81回定時株主総会において、株主の皆様への機動的な利益還元ができるよう、剰余金の配当等を取締役会の権限とする旨の定款変更議案を提案し、多数の株主様の賛成を得てご承認いただいております。

また、当社は、これまで財務健全性を維持しながら安定的な配当を行い、資本効率の向上に資する株主還元策として、機動的に自己株式の取得を実施してまいりましたが、2024年3月27日付け当社プレスリリース「株主還元方針の変更に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、今後は、より一層安定的な株主還元を実現するため、また株主の皆様への期待に応えるために、株主還元方針を変更し、当該変更後の株主還元方針を2024年3月期の期末配当より適用することといたしました。当該株主還元方針では、①財務健全性を維持しながら、当期連結業績や将来の資金需要、及び株主資本の水準や株主資本の増加額を総合的に勘案しながら安定的な配当を継続すること、及び、②自己株式の取得については、他の投資案件との比較、資本効率や財務状況を勘案しながら総合的に判断することとしております。

本株主提案は、剰余金の配当等について取締役会の決議だけでなく株主総会の決議によっても定めることができるよう定款の変更を求めるものですが、配当及び自己株式取得等の資本政策に係る事項は、株主様の付託を受けた取締役会が、上記の株主還元方針や財務状況等を勘案しながら中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益に

資するよう経営方針と一体として総合的に判断し、責任を負う体制とすることで、株主様への利益還元を機動的に遂行できており、より一層安定的な株主還元を実現できるものと考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

6. 剰余金を処分する件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、2024年3月27日付け当社プレスリリース「株主還元方針の変更に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、これまで財務健全性を維持しながら安定的な配当を行い、資本効率の向上に資する株主還元策としてまいりましたが、今後は、より一層の安定的な株主還元を実現するため、また株主の皆様の期待に応えるために、単年度の業績の影響を受けにくい株主資本の水準や、株主資本の増加額を勘案し配当額を決定することに変更しております。

その上で、2024年3月27日付け当社プレスリリース「業績予想の修正及び配当予想の修正に関するお知らせ」及び「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」にて公表いたしましたとおり、上記株主還元方針の変更に伴い、2024年3月期の期末配当予想16円から変更し、30円の予想とし、2025年3月期の通期配当は60円を計画しておりましたところ、本日付け「2024年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」にて公表いたしましたとおり、当該配当予想どおりの配当の実施を予定しており、株主還元の更なる向上に努めてまいります。

併せて、2024年3月27日付け当社プレスリリース「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」にて公表いたしましたとおり、成長戦略投資として、①薬品事業については、2023年10月5日付けの当社中期経営計画で公表しているとおり、オンリーワンの化学薬品メーカーになるために、先進的金属リサイクル事業を始め、先端の新素材事業への積極的な投資に注力すること、②建材事業については、当該中期経営計画で公表している既存製品の拡大をベースに、非防火分野で新規製品の開発を梃子とした業務推進、非住宅分野での取組みに注力し、投資を実施することを方針に掲げており、当該取組みを推進してまいります。

本株主提案は2024年3月期における配当性向100%又はDOE7%に相当する額のどちらか高い方の金額を配当することを内容とするものですが、このような配当を実施することは、中長期的な経営課題の達成に支障を来すおそれがあるとともに、株主の皆様に対する将来に渡る安定した株主還元を困難にする懸念を生じさせるものと考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

以 上

【別紙】「本株主提案の内容」

※本提案株主から提出された本株主提案書の該当記載を原文のまま掲載したものです。

提案する議題

- (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針廃止の件
- (2) 買収防衛措置に係る定款変更の件
- (3) 政策保有株式の売却に係る定款変更の件
- (4) 別途積立金取崩しの件
- (5) 剰余金の処分に係る定款変更の件
- (6) 剰余金を処分する件

議案の要領及び提案の理由

- (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針廃止の件

ア 議案の要領

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を廃止する。

イ 提案の理由

当社は「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「本方針」という。）に照らし、当社が考える不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組みとして、買収防衛策である信託型ライツ・プランを第6回まで継続している（以下「本買収防衛策」という。）。しかし、本方針とそれに基づく本買収防衛策は過度に保守的な経営を続け、当社の停滞を招いた代表取締役社長（2024年6月25日以降取締役会長）柳澤英二氏の保身のための制度である疑いがあるため廃止すべきである。

2021年6月の定時株主総会招集通知に記載を見ると（以下（1）イにおけるページ数の言及は2021年6月定時株主総会の招集通知におけるページ数を示す。）、本基本方針の実現のための取組みを説明する際に、まず創業者引いては創業家に対する礼賛が記載されたり（20ページ、41ページ）、また、本来会社の意思決定機関は取締役会であるところ（会社法第362条）、当社では創業家の一員であり代表取締役社長の柳澤英二氏が意思決定を行っていることを殊更に強調していることから（43ページ）、当社のコーポレートガバナンスに対する姿勢や、柳澤英二氏への配慮と同氏の影響力の強さが強く窺われる。柳澤英二氏は今回代表を退くとのことだが、取締役には残るため影響力は維持されることが予測される。さらに後述するが取締役の保身のために政策保有株式を保有している疑いがあり、買収防衛策も保身ためであるとの疑念が残る。これらのことから本

基本方針及び本買収防衛策は柳澤英二氏や創業家の保身のための多数ある手段の一つである疑いが生じる。

このような疑念も当社のPBRが0.48倍（2023年3月31日時点）という著しく低い評価の一因であると考えられる。

なお、本買収防衛策が保身に利用されることを防ぐための措置の一つとして、取締役の任期を1年としていることを挙げているが（47ページ）、1989年から柳澤英二氏が取締役を重任していることや、当社の株主構成、さらには後述の制作保有株式保有の疑いがあることに鑑みると、当該施策によって本買収防衛策が保身に利用されることを防ぐことができるかと評価することはできない。

次に、本基本方針に基づく本買収防衛策に係る新株予約権の個数は25,000,000個であるが、仮に本買収防衛策が発動されれば約125%の希薄化が生じる。PBR1倍を大きく下回る状況でこのような新株予約権の発行は容認できない。

以上より、本基本方針は廃止すべきである。また、本基本方針が廃止される以上、本基本方針に基づき策定されている本買収防衛策も廃止すべきである。

（2）買収防衛措置に係る定款変更の件

ア 議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第9章 買収防衛策

（買収防衛措置の検証と結果の開示等）

第50条

当社は買収防衛策の導入及び発動に際しては全ての株主の利益に配慮する。

②当社は、買収防衛措置の継続期間を1年とする。

③当社は、買収防衛策が導入されている場合、取締役会で年に1回以上、当該買収防衛策について、中長期的な当社の企業価値及び株主の共同利益の確保又は向上に資するか
の観点から、必要性・妥当性・合理性を検証する。

④当社は、第3項の取締役会での検証結果を、Webサイトおよび有価証券報告書またはコーポレートガバナンス報告書で株主に分かりやすく開示する。

⑤当社は、検証の結果、必要性・妥当性・合理性が認められない買収防衛策は廃止する。

イ 提案の理由

本提案は本買収防衛策の継続の有無にかかわらず提案するものである。

いかなる場合も、買収防衛策については抑制的な運用が行われることが望ましい。そこで当社が導入した買収防衛策については常に一から検証し見直しを行うべく、上記の提案を行う。

なお、現在も検証を行っている旨の反論が当社から出ることが予測されるが、提案者は現在のうわべだけの検証と本音を見せない形だけの説明では不十分であり、株主への説明責任を明確にすべきだと考える。

(3) 政策保有株式の売却に係る定款変更の件

ア 議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第10章 政策保有株式および投資有価証券

(政策保有株式の売却)

第51条

当社は、取締役会で年に1回以上、個別の政策保有上場株式について、保有に伴う便益・リスクが資本コストに見合っているか、取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進等の保有目的に沿っているかを基に、保有の必要性および合理性を検証する。

② 前項の検証のため年1回以上、政策保有株式の発行会社に当該株式売却の意向を示し、当該発行会社による取引縮減等不利益の示唆の有無について確認を行う。

③ 当社は、第1項の取締役会での検証結果を、Webサイトおよび有価証券報告書またはコーポレートガバナンス報告書で株主に分かりやすく開示する。

④ 第1項の検証の結果、保有の必要性および合理性のいずれかが認められない政策保有株式は全て、検証結果の開示より1年以内に売却する。

イ 提案の理由

当社は驚くべきことに、コーポレートガバナンス・コードの「原則1-4 政策保有株式」を実施していない。

その理由として「保有した株式については資本コストを勘案した中長期的な経済合理性や保有先との取引関係維持・強化の観点から保有の合理性について検証している」ということと、「政策保有株式の議決権について、当社の中長期的な企業価値向上に繋がるか否かを個別に精査したうえで議案への賛否を判断している」ことを挙げているが、これは政策保有株式を保有する企業にとって当たり前のことを言っているだけで、コーポレートガバナンス・コードの原則を実施しないという特異なことの理由になっていない。

有価証券報告書には保有の目的は説明されているものの、その効果については言及がない。

当社において政策保有株式の効果の検証を行っているのであれば、他の多くの企業と同様

にその検証結果を開示するのが当然だが、開示をしないのはそもそも検証を行っていないからであると疑われる。検証を行っているにも関わらず、開示できない理由があるとすれば、開示できる程度の保有の必要性および合理性が認められないことを当社でも認識しているであろうとの推認が成り立つ。

以上を前提に、あえて政策保有株式を持つことの必要性および合理性を考えれば、経営陣に都合の良い賛成票が入ること、すなわち柳澤英二氏を始めとした経営陣の保身のために保有することである。保身のために保有していることを株主に対して説明することができないので、コーポレートガバナンス・コードの「原則1-4 政策保有株式」を実施していないものと推認される。提案者は、政策保有株式が取引の維持・発展等に寄与していた時代はとうに過ぎ去ったものであり、政策保有株式を保有する意味はないというのが基本的な立場であり、全政策保有株式を速やかに売却し、その売却金を株主に還元すべきものとするが、当社が保有を続ける必要がある、続けることが企業価値及び株主の共同利益の確保又は向上に資すると考えているのであれば、まずは検証を行った上で、株主に説明すべきである。そのため上記の提案を行う。

(4) 別途積立金取崩しの件

ア 議案の要領

次のとおり別途積立金を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替える

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 34,350,500千円

(2) 増加する利益剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 34,350,500千円

イ 提案の理由

当社は、別途積立金を2023年3月期で34,350,500千円積み立ており、当該金額は総資産の70%程度に上る。当社は総資産の70%程度の目的が限定されていない積立金をため込んでいるにも関わらず、その理由については有価証券報告書等には記載がなく、株主に対して適切な説明が行われていない。

将来のリスクに備えることは必要であるが、過度な保守性によりここまで資金が積み上げられた過程では新しい技術への投資、新製品開発などの成長機会への投資が妨げられていたであろうことが容易に想像できる。

このことは当社のROE 5.24% (2023年3月31日時点) という低い利益率が端的に表している。また、説明を欠くまま適切な利益配分が行われなかったため、企業の成長や投資に対する期待が減少し、企業価値が低下しているともいえる。このことは当社のPBR 0.48倍 (2023年3月31日時点) が端的に表している。

そこで今後の適切な投資、機動的な資本政策を行うため、ここまで積み上げてきた別途積立金を繰越利益剰余金に振り替えることを提案する。

(5) 剰余金の処分に係る定款変更の件

ア 議案の要領

次の現行の定款について次の変更案のとおり変更する。

現行の定款

第48条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によって定めず、取締役会の決議によって定める。

変更案

第48条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、株主総会の決議による他、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

イ 提案の理由

当社は、配当等については「株主へ機動的に利益還元ができるよう、～取締役会の決議によって決定できる旨定めている」と説明している（2023年3月期有価証券報告書37ページ）。機動的な利益還元は配当の決定権限を株主総会に加えて取締役会にも付与することで実現が可能であるところ、当社はあえて「株主総会の決議によって定めず」という文言を入れ、配当等に株主の意思が反映されることを排除している。なぜ株主から総会での提案を行う権利までも奪う必要があるのか到底理解することができない。当社の株主軽視の姿勢を表すものである。このような不適切な規定は即時撤廃すべきであり提案者は上記のように定款の変更を求めるものである。

(6) 剰余金を処分する件

ア 議案の要領

(5) 剰余金の処分に係る定款変更の件が可決承認されることを条件に次の提案を行う。

2024年3月期の配当について以下のとおりとする。

- ・ 配当財産の種類

金銭

- ・ 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

配当性向100%またはDOE7%に相当する額のどちらか高い方の金額

- ・ 剰余金の配当の効力が生じる日

定時株主総会の日翌営業日

- ・ 配当金支払開始日

定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

イ 提案の理由

当社は、2023年3月有価証券報告書によると現金17,808,434千円を保有している。その他投資有価証券を8,230,305千円、長期預金を2,100,000千円保有する一方で、有利子負債は期末残高374,737千円という歪な財務状況となっている。また、総資産と自己資本の比率（財務レバレッジ）は1.15倍となる。これは当社の一面的な安定性を表しているのかもしれないが、当社が漫然と資産をため込み積極的な経営を行っていないことを表すものでもある。

このように過度に現金等を保有し保守的な経営を続けている結果がPBR0.48倍、ROE5.24%と低調な指標として現れている。このような過度に保守的で現金等の資産を積み上げる資本政策を続ければ、当社の評価は低迷し続ける。

そこで積み上げた現金等の一部及び政策保有株式の売却金を原資として配当性向100%またはDOE7%に相当する額のどちらか高い方の金額を配当することが、当社の株価の評価の改善につながると考え上記のとおり提案する。

この水準の配当を行うと概算で150円程度の配当が見込まれ、配当総額は31億程度となるが、上記のように豊富な資産を有する当社にとってはこの程度の配当を行っても当社の事業に必要な資本や研究開発に充てる費用にはなお余裕が十分にある。

以 上